栃　木　県

○公安委員会委員再任
佐藤信勝委員は、十月一日再任された。

東　京　都

○議長選挙
吉野利明議長は、十月三日辞職し、同日次の者が選挙された。
議長　高島なおき
○監査委員選任
髙橋かずみ委員及び野上純子委員は、十月三日辞職し、同月四日次の者が選任された。
監査委員（議会選出）　山田忠昭
同（同）　上野彦昭

新　潟　県

○教育委員会委員任命
栗田修行委員は、十月十四日任期満了し、同月十五日次の者が任命された。
教育委員会委員　小林元

石　川　県

○教育委員会委員任命
八重澤美知子委員は、十月八日任期満了し、同月九日次の者が任命された。
教育委員会委員　鍋島知子
○公安委員会委員再任
田谷正委員は、十月九日再任された。
○監査委員選任
山田憲昭委員は、九月十九日辞職し、欠員であったところ、十月一日次の者が選任された。
監査委員　向出勉

長　野　県

○公安委員会委員再任
山浦悦子委員は、十月十一日再任された。

愛　知　県

○教育委員会委員任命
豊島平七委員は、十月十三日任期満了し、同月十四日次の者が任命された。
教育委員会委員　則竹伸也

広　島　県

○教育委員会委員任命
大野徹委員は、九月三十日任期満了し、十月一日次の者が任命された。
教育委員会委員　中村一朗

愛　媛　県

○教育委員会委員再任
関啓三委員は、十月九日再任された。
○人事委員会委員再任
池田公英委員は、十月九日再任された。

川　崎　市

○人事委員会委員選任
横溝久美委員は、十月十四日任期満了し、同月十五日次の者が選任された。
人事委員会委員　坂本正之

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、十月二十五日午後六時十四分御出門、熊川哲也Kバレエ　カンパニーAutumn Tour2014『カルメン』を御鑑賞のため、オーチャードホール（渋谷区）へ行幸啓、同八時十分還幸啓になつた。

官庁報告

官庁事項

労働安全衛生法第28条第３項の規定に基づく健康障害を防止するための指針に関する公示

健康障害を防止するための指針公示第25号

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第28条第３項の規定に基づき、化学物質による労働者の健康障害を防止するための指針の一部を改正する指針について次のとおり公表する。

平成 26 年 10 月 31 日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

1　名称　労働安全衛生法第28条第３項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針の一部を改正する指針

2　趣旨　この指針は、労働安全衛生法第28条第３項の規定により、ジメチル―２，２―ジクロロビニルホスフェイト、スチレン、１，１，２，２―テトラクロロエタン、トリクロロエチレン及びメチルイソブチルケトンによる労働者の健康障害の防止に資するため、２―アミノ―４―クロロフェノール等29の化学物質を製造し、又は取り扱う事業者が、その製造、取扱い等に際し講ずべき措置について定めた労働安全衛生法第28条第３項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針（健康障害を防止するための指針公示第23号）の対象物質に当該化学物質を追加するほか、所要の改正を行うものである。

3　適用日　平成26年11月１日

4　内容の閲覧　内容は、厚生労働省ホームページ（http://www.mhlw.go.jp）において閲覧に供する。また、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課及び都道府県労働局労働基準部健康安全課（北海道労働局、東京労働局、神奈川労働局、愛知労働局、大阪労働局、兵庫労働局及び福岡労働局にあっては、健康課）において閲覧に供する。

北海道第３種及び第４種漁港地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条第４項の規定に基づき、次のとおり北海道第３種及び第４種漁港地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更を公表する。

平成 26 年 10 月 31 日

農林水産大臣　西川　公也

（「次のとおり」は省略し、北海道第３種及び第４種漁港地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更を水産庁漁港漁場整備部計画課、北海道開発局開発管理部総務課並びに同局稚内開発建設部、同局留萌開発建設部、同局小樽開発建設部、同局函館開発建設部、同局室蘭開発建設部、同局帯広開発建設部、同局釧路開発建設部、同局網走開発建設部に備え置いて縦覧に供する。）

境港地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の公表について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条の３第２項の規定に基づき、次のとおり境港地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を公表する。

平成 26 年 10 月 31 日

農林水産大臣　西川　公也

（「次のとおり」は省略し、境港地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を水産庁漁港漁場整備部計画課、鳥取県庁及び境港市役所に備え置いて縦覧に供する。）

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、全日本建設交運一般労働組合から、年末一時金等の要求に関して、平成26年11月６日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、徳島県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県及び鹿児島県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 26 年 10 月 31 日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表

北海道	函館運送株式会社
青森県	秋田運送株式会社及び近物レックス株式会社
岩手県	秋田運送株式会社及び近物レックス株式会社
宮城県	秋田運送株式会社、中央運輸株式会社及び近物レックス株式会社
秋田県	秋田運送株式会社、有限会社本荘美化センター及び近物レックス株式会社
山形県	秋田運送株式会社、荘内運送株式会社及び近物レックス株式会社
福島県	中央運輸株式会社及び近物レックス株式会社
栃木県	カンダホールディングス株式会社
群馬県	カンダホールディングス株式会社、中央運輸株式会社及び近物レックス株式会社
埼玉県	カンダホールディングス株式会社、中央通運株式会社、中央運輸株式会社及び近物レックス株式会社
千葉県	中央通運株式会社
東京都	函館運送株式会社、カンダホールディングス株式会社、京王電鉄バス株式会社、京王バス小金井株式会社、京王バス東株式会社、豊島運送株式会社、中央通運株式会社、新潟運輸株式会社、中央運輸株式会社、株式会社日野衛生公社、都留貨物自動車株式会社及び近物レックス株式会社
神奈川県	カンダホールディングス株式会社、都留貨物自動車株式会社、近物レックス株式会社及び福岡運輸株式会社